

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和5年9月29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
京都府長岡京市開田1丁目1番1号		長岡京市長 中小路 健吾					
		電話番号： 075-955-9542					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和7年度末時点で、令和5年度から7年度の温室効果ガス排出量平均削減率を、基準年度比-1.7%以上にする						
計画を推進するための体制	長岡京市役所地球温暖化防止実行計画に規定している体制で計画を推進する						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,645.2 トン	4,430.0 トン	4,404.0 トン	4,355.0 トン	-5.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,457.4 トン	4,417.0 トン	4,391.0 トン	4,342.0 トン	-1.7 パーセント	
目標の根拠		長岡京市役所地球温暖化防止実行計画に定める目標との整合を図ったもの					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (基準年度 (令和4年度))	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (従業員数)	4.45	4.24	4.22	4.17	-5.39 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		従業員数を原単位として、目標は令和4年度実数値である1044人が継続するものとして算出した				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進					
	令和6年度	長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進					
	令和7年度	長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	市役所より2km以上～5km未満の徒歩又は自転車通勤の者に対して、マイカー通勤の者より通勤手当を割増支給している					
	上記の措置を採用する理由	割増支給することで、マイカーから徒歩又は自転車通勤への変更を促すことができると考えられるため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	13 トン	13 トン	13 トン			
	地域産木材の利用によるもの						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの						
合 計	13.0 トン	13.0 トン	13.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市内で活動している環境団体への支援、市街地への植樹、森林・竹林整備、環境保全啓発イベントの実施、環境教育の実施、市民が行うCOOL CHOICEの経費に対する補助（薪ストーブの設置、住宅窓の断熱改修、太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置、次世代自動車の購入、家庭用燃料電池システムの設置）						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。